

奈良県立高等学校等設置条例附則第二項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

奈良県立高等学校等設置条例附則第二項の規則で定める日を定める規則

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号）附則第二項の規則で定める日は、令和元年八月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。